# 契約の方法及び入札の条件

1　契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第１６７条の５の２の規定により条件付一般競争入札とする。ただし、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札候補者がないときは、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約とすることがある。

2　入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 入札書の記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(3) 入札保証金

入札説明書のとおりとする。

(4) 落札者の決定

入札説明書のとおりとする。

(5) 契約保証金

入札説明書のとおりとする。

(6) 履行期間

履行期間は、６０日間とする。ただし、業務の着手時期は、契約締結の日から７日以内において発注者が指定する日とする。

(7) 契約の確定時期

地方自治法第２３４条第５項の規定により発注者及び受注者が契約書に記名押印したとき確定する。

3　その他

(1) 見積の際に、提示する書類は次のとおりとする。

ア　請負契約書（案）

イ　金抜き設計書

ウ　設計図書（仕様書を含む。）

(2) 受注者は、仕様書に定めるほか、着手届及び管理技術者通知書を契約締結後速やかに提出しなければならない。